

国内及び国際的な政策イニシアティブ における地球観測の取扱いについて

文部科学省
環境エネルギー課

国内における政策イニシアティブについて (1)

地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月)

- 地理空間情報高度活用社会の実現により目指すべき姿として「地震や津波、火山災害、風水害等の各種災害に対しては、地理空間情報を活用することにより、**観測体制の高度化や、新たな被害想定に基づく広域的な応援体制の確保を推進**する。」とされている。
- 地理情報システムに関する施策として「国は、我が国によって開発された様々な地球観測衛星について、観測画像やアーカイブの整備提供を引き続き推進する」とされている。

環境基本計画(平成24年4月)

- 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進における国の役割として「**地球観測の継続的な推進と国際的な観測連携・データ共有、学際的なデータ利用等の支援・協力**や、各国の環境情報についてデータや施策・技術情報等のデータベース化と情報の共有」が挙げられる。
- 地球温暖化に関する科学的知見の充実に関する課題として「**地球環境の観測や、科学的知見の幅広い情報収集を継続していくことが重要であり、そのための基盤を整備していくことが必要**である。」と指摘されている。
- そのための取組として「**地球環境観測衛星等の我が国の技術を活用した気候変動に係る監視、予測、影響評価、調査研究の推進**を図るとともに、必要なデータの共有、得られた知見の情報提供を図っていく。また、科学的知見の更なる充実のための専門家等の人材育成・活用を図っていく。」「**地球規模の気候変動予測の成果を、地域レベルの気候変動適応策立案に利用するための研究開発を実施するとともに、観測データや予測結果、社会経済データ等を統融合し、有用な情報に変換して関係省庁や自治体等の意思決定者へ提供することを可能にする共通的平台の構築を推進**する。」とされている。

国内における政策イニシアティブについて (2)

宇宙基本計画(平成25年1月)

- 宇宙開発における国際協力等の推進として「アジア地域における気象情報の提供、災害監視、気候変動予測等への衛星データの提供等、地球規模の課題への取組に貢献～(中略)～我が国の国際プレゼンスの向上に寄与している。」との現状認識の下、「外交ツールとして有効に活用し、「宇宙外交」を推進していくことが重要である。」とされている。
- リモートセンシング衛星の今後10年程度の目標として「情報収集衛星及び気象衛星は、それぞれ安全保障、災害対応、気象予測の利用に重要な役割を果たしているため、継続的に運用する。また、リモートセンシング衛星については引き続き、地図作成、資源探査、農林漁業への活用、災害監視、海洋観測等に取り組むとともに、衛星データの利用拡大により、産業、行政の一層の高度化、効率化を実現する。」とされている。

海洋基本計画(平成25年4月)

- 科学的知見の充実として「海洋政策の基盤となる海洋調査やモニタリングについて、調査船、衛星観測、観測ブイ、一般船舶による観測、陸上観測等を組み合わせて、これを戦略的に推進する。」とされている。
- 地球環境変動への取組として「地球温暖化に伴う海水温の上昇、大陸氷床融解等による海面水位の上昇、海洋の酸性化による海洋生態系への影響等を把握するため、高精度な海洋観測を継続して実施する。」とされている。
- 地球温暖化や海洋酸性化等の地球規模の問題に対応していくため、国際的な海洋観測計画やデータ交換の枠組み等に参画・貢献することが示されている。
- 水産資源の開発及び利用、海上輸送拠点の整備、船舶航行の安全確保、海洋由来の自然災害への対策、離島の保全・管理等について、海洋観測データの収集、情報提供の充実等について言及されている。

国内における政策イニシアティブについて (3)

防災基本計画(平成26年1月)

- 防災の基本理念及び施策の概要として「**防災に関する研究及び観測等を推進**するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。」とされている。
- 各災害に共通する対策において「国等は、**災害予知・予測研究及び観測体制・施設の充実・強化**を図るものとする。」とされているほか、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害等に関する研究及び観測の推進等の必要性が指摘されている。

国土強靱化基本計画(平成26年6月)

- 国土保全の観点で「**気象、地震・津波、火山噴火に関する観測・予測、GPS や地理空間情報を活用した国土監視、社会インフラの新技术等の研究開発を推進**するとともに、災害・インフラ情報の共有プラットフォーム等を整備する。」とされている。

水循環基本計画

- 水循環基本法に基づき平成27年度に決定見込み。
- 水循環基本法においては、水循環施策の策定に必要な調査の実施(第19条)、科学技術の振興(第20条)が規定されている。

適応計画

- 地球温暖化影響に対する政府の「適応計画」が、平成27年度に決定見込み。

国際的な政策イニシアティブについて (1)

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)

- 国連ミレニアムサミット(2000年)において採択された「国連ミレニアム宣言」を元に、2015年までに国際社会が達成すべき開発目標として、貧困・飢餓の撲滅をはじめとする8つの目標からなる「**ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)**」を設定。
- MDGsの達成期限である2015年より先の国際開発目標(「**ポスト2015年開発アジェンダ**」)の検討において 2012年、国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果文書である『我々が望む未来』において、オープン・ワーキング・グループ(OWG)を設置して**持続可能な開発目標 (SDGs)**を設定することが合意。2014年7月、**17目標からなるSDGsの案が、OWGによってとりまとめられた。**
- **ポスト2015年開発アジェンダ**は、2014年9月の国連総会から政府間交渉が開始され、2015年9月に首脳級サミットで採択される予定。SDGsは、**ポスト2015年開発アジェンダ**に統合される予定。

キーワード

- ✓ 目標2(持続可能な農業の促進)
- ✓ 目標6(持続可能な水資源管理及び衛生の確保)
- ✓ 目標9(レジリエントなインフラの構築)
- ✓ 目標13(気候変動及びその影響と戦うための緊急対策)
- ✓ 目標14(持続的開発のための、海洋及び海洋資源の保全及び持続的な活用)
- ✓ 目標15(陸域生態系の保護、回復及び持続的な活用の促進、森林の持続的な管理、砂漠化の防止、土地荒廃の阻止、生物多様性損失の阻止)
- ✓ 目標17(持続可能な開発のための世界的パートナーシップの活性化)

国際的な政策イニシアティブについて (2)

兵庫行動枠組 (Hyogo Framework for Action: HFA)

- 第2回国連世界防災世界会議(2005年、神戸)において、2005年から2015年までの国際的な防災の取組指針である「**兵庫行動枠組(HFA)**」が策定された。
- 第3回国連世界防災会議は、2015年3月に仙台にて開催予定。**2015年以降の新たな国際防災の枠組(HFA-2)**を策定する予定。

兵庫行動枠組(骨子抜粋)

- ✓ 期待される成果及び戦略目標
災害による人的被害、社会・経済・環境資源の損失の削減の実現のため、次の3つの戦略目標を設定。
 - a) 持続可能な開発の取組みに減災の観点をより効果的に取り入れる。
 - b) 全てのレベル、特に、コミュニティレベルで防災体制を整備し、能力を向上する。
 - c) 緊急対応や復旧・復興段階においてリスク軽減の手法を体系的に取り入れる。
- ✓ 2005－2015の優先行動
5つの分野ごとに、次の具体的優先行動を設定。
 1. 防災を国、地方の優先課題に位置づけ、実行のための強力な制度基盤を確保する。
 2. 災害リスクを特定、評価、観測し、早期警報を向上する。
 3. 全てのレベルで防災文化を構築するため、知識、技術、教育を活用する。
 4. 潜在的なリスク要因を軽減する。
 5. 効果的な応急対応のための事前準備を強化する。

国際的な政策イニシアティブについて (3)

世界水フォーラム

- 3年に一度、世界中の水関係者が一堂に会し、地球上の水問題解決に向けた議論や展示などが行われる世界最大級の国際会議。
- 水に関わるあらゆる分野において、最前線の議論が展開され、将来の国際社会の方向性を形作る場となっており、準備プロセスを含めて、関係者のネットワーク形成の場を創出。それぞれ新たな活動・事業の契機ともなっている。
- 第7回会合は、2015年4月に、韓国(大邱慶北)にて開催される。**成果文書の一つとして「閣僚宣言」が採択予定。**